

## 令和3年4月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和3年4月26日（月）
2. 開催場所 勝山市役所 3階 第2・3会議室
3. 出席委員 農業委員12名（コロナ禍により農業委員のみの招集）

会長	1番	松村 勘兵衛			
会長職務代理	2番	中村 栄治			
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男	
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子	
	5番	笠松 邦造	10番	山口 拓雄	
	6番	北山 謙治	11番	前田 壽夫	
	7番	須見 則雄	12番	平泉 節子	

### 4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第5号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第6号	現況証明願いについて	可決

#### （報告事項）

- （1）農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- （2）農地法第18条第6項の規定による通知について
- （3）農地の転用事実に関する照会の回答について

5. 農業委員会事務局事務局長 山本 典男 係長 多田 喜代彦  
係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

## 6. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年4月定例農業委員会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、農業委員のみの出席となっております。会議に先立ちまして、このたびの異動による職員の紹介をさせていただきます。 (紹介) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	会長あいさつ 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。また、「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」に基づき、会議を開催いたします。委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願います。終了予定は、遅くとも午後2時30分を予定しています。
事務局長	ありがとうございました。それでは、これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いします。
議長（会長）	これより本日の会議に入ります。事務局から4月分の経過報告を申し上げます。
事務局 議長（会長）	（報告） 報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を 11番 前田 寿夫 委員、4番 酒井 清泰 委員の両名にお願いします。 これより議事に入ります。日程第1 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局 議長（会長）	（説明） このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。①、②、③については山口委員より、④、⑤、⑥については笠松委員より報告をお願いいたします。
山口委員	①②③ともに場所は資料のとおりでございます。①～③の全て

笠松委員

において農作業の状況は事務局が説明したとおり、適切に利用できると思います。審議の程お願いいたします。

④の件についてですが、譲受人は高齢ではありますが、家族で協力して農作業を行っており、問題ないものと考えます。⑤についても④と同じ譲受人であり、問題ないものと考えます。⑥について、本人は37歳で農業以外の仕事をしておりますが、日頃から、農作業も積極的に行っているということで、問題ないものと考えます。

議長（会長）

報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について採決いたします。議案第1号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員

異議なし

議長（会長）

それでは、議案第1号については、原案どおり承認することに決しました。

続きまして、日程第2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。

事務局より説明願います。

事務局

（説明）

議長（会長）

このことについて、現地確認をしていただいた山内委員から報告をお願いします。

山内委員

住宅建設とのことで、母屋はありますが、息子さん夫婦が住まれる住宅を建設するようです。審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長）

報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見について採決いたします。

議案第2号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員

異議無し

議長（会長）

それでは、議案第2号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

続きまして、日程第3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について を議題とします。

議長（会長）	事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（会長）	このことについて、現地確認をしていただいた笠松委員から報告を願います。
笠松委員	4月1日に違法転用が行われているのではないかとの報告があり、私と事務局で現場へ行きました。そこへ業者も来て、立ち会いを行いました。業者が言うには、この土地の登記地目が原野であったため、工事を始めたということでした。実際は現況が田でありましたので、許可が必要なことを説明すると、業者も納得して、寛大な措置をお願いしますとのことで、そのときは別れました。それで、今回5条申請ということで、改めて申請をされたということです。始末書もありますし、認めてもよいのではと思います。以上です。
議長（会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	農地法を知らず、自分の田んぼに家を立て始めてしまい、始末書を提出されるという事例はこれまでもあったが、今回、借人である業者からのみ始末書が提出されており、貸人からは何もないというのは良いのでしょうか。
事務局	貸人にも事情を聞きに行っております。委員さんのおっしゃることはその通りなのですが、今回は、貸人は、すべて借人である業者に任せているとのことで、借人からのみの始末書の提出となっております。
委員	貸人は農業委員をされていた方であり、農地法を知らないというのは釈然としないなと思います。
事務局	現在、本人は入院中とのことで、息子様と代わりにお話しをさせていただきました。本人がお話できる状態であれば、事前に対応ができたのかもしれませんが、実際にはお話ができる状態ではなく、対応は息子様とお話させていただいた状況でございます。
議長（会長）	始末書を提出さえすれば良いというわけでは決してありませんが、登記が原野等農地以外であった場合に大丈夫であると勘違いされる方もいらっしゃると思います。その辺を鑑みてということだと思います。
委員	貸人、借人両方の始末書がなければいけないと思います。借人へ全て任せていたとしても、申請者として双方の名前がでてく

委員

るので、貸人からの始末書が必要です。

借人である業者は、どのような会社で、このような事業をどれくらい行っているのでしょうか。それによって、十分知っていて良いことであつたのではと思うのですが。

事務局

会社としてはかなり大きく事業をしております。農地法の知識について知っておいてほしいところではありますが、今回は登記簿での確認のみで行ってしまったと伺っています。

委員

設立はいつであるのか。

事務局

設立までは伺っておりません。

委員

初めて工事を行うのか、その他でも多く実績があつたのか。実績があつたのなら、農地であるかどうかの確認を横着をしてしていなかつたのではと感じてしまう。その辺りをしっかりと確認をしていただきたい。実際に貸人本人が田んぼをしていたので、農地であつたということは分かるのではないのでしょうか。

事務局

貸人についても始末書の提出をしていただくように伝えます。

議長（会長）

業者の問題もあるかと思いますが、貸人から始末書を提出いただくということでよろしいでしょうか。

委員

貸人もですが、借人についても問題があると思います。

議長（会長）

現地確認をされた笠松委員、ここは現在も稲株があるところでしたか。

笠松委員

3年ほど前までは水稻をされてはいました。全部ではなく一部されていた記憶があります。

委員

鈴電の企業規模を調べていただきたい。作ったはいいが、頓挫されてしまうと困るので、企業の信用性を知りたいと思います。

事務局

調べて、次回報告させていただきます。

議長（会長）

その他ありますでしょうか。それでは貸人の始末書の提出と借人の業者の事業内容を調べて次回報告をさせていただき、今回はそれを条件とします。では、これより議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について採決いたします。議案第3号は貸人の始末書と借人の業者の事業内容資料の提出の条件付きで「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。

委員

異議無し

議長（会長）

それでは、議案第3号は、条件付きで、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。

続きまして、日程第4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法

事務局  
議長（会長）

第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）および、日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取についてを議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。

（説明）

それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）について採決いたします。議案第4号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。異議なし

委員  
議長（会長）

それでは、議案第4号については、承認することに決しました。続きまして、議案第5号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について採決いたします。議案第5号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。

委員  
議長（会長）

異議なし  
それでは、議案第5号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。続きまして、日程第6 議案第6号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局  
議長（会長）

（説明）

このことについて、現地確認をしていただいた山内委員より報告を願います。

山内委員

①については、平成7年に建てられたとのことで、車庫とセメント敷きとなっていました。問題ないかと思えます。②の方ですが、いまでも木造住宅が建っておりまして、問題ないと思えます。審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより、議案第6号 現況証明願いについて採決いたします。議案第6号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。

委員  
議長（会長）

異議なし  
それでは、議案第6号については、原案どおり承認することに

	決しました。
	次に、報告事項に入ります。
	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局 議長（会長）	（報告） このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局 議長（会長）	（報告） このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局 議長（会長）	（報告） このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですのでその他に入ります。 「令和3年度農業委員会活動計画書（案）」について、事務局より説明をお願いします。
事務局 議長（会長）	（説明） このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 次に、「令和2年度農業委員会研修費及び慶弔費会決算報告書」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 議長（会長）	（報告） このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 次に、「経営所得安定対策について」の冊子について、事務局より説明をお願いします。
事務局 議長（会長）	（説明） このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 では最後に、5月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局 議長（会長）	次回は、5月25日（火）午後1時30分から、開催予定としております。
議長（会長）	4月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。
中村職務代理	閉会のことば